

議案第51号

専決事項指定の件の一部を改正することについて

本議案を、地方自治法第109条第6項及び福島市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和5年3月24日

福島市議会議長 真 田 広 志 様

提 出 者

議会運営委員会 委員長

小 松 良 行

(別紙)

専決事項指定の件の一部を改正することについて

昭和40年3月26日市議会の議決を経た「専決事項指定の件」の一部を令和5年4月1日から次のように改正する。

第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を経て締結した議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第33号)第2条に規定する工事又は製造の請負契約について、契約金額をその100分の5の額(その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円)以内において増額し、若しくは減額すること又は工期若しくは納期を1月以内において延長すること。

(提案理由)

急激な資材価格の高騰等に伴い、事務処理の円滑化を図るため、所要の改正を行うものである。